

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間①については、当時、青果商を営んでおり、店の定休日に親子3人で子どものお守りとドライブを兼ねてA市役所へ行き、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたことを覚えている。

また、申立期間②については、夫の分は納付済みであるのに、私の分が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、12か月と比較的短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、申立人の夫は、申立期間を含む昭和48年度及び49年度の保険料を過年度納付し、申立人は、申立期間直前の48年度の保険料を過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳により確認できることから、申立人が申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒にA市役所で納付したと主張している。しかしながら、申立人の夫については、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が昭和50年10月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の夫は、このころ

に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、A市が保管している昭和42、43年度分国民年金保険料検認票の住所欄には「職権転入」の押印が有るとともに、44、45年度分には「ルス」との記載が有る上、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間①後の昭和51年1月28日に、氏名及び住所が変更されていることが記載されており、申立人は、この日に氏名及び住所の変更を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後の昭和45年5月、A市役所で国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料については、当初は集金人に納付し、B県に転居してからは、納付書により銀行か農協で納付したと思う。未納は無いはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③は、それぞれ3か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では未納とされているものの、昭和53年9月以降、申立人が居住していたC市の国民年金被保険者名簿では、申立期間が含まれる昭和49年度及び50年度の保険料は「完納 市外」と記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間④は、3か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 45 年 5 月ごろ、A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出され、申立人の手帳交付年月日が 47 年 11 月 7 日であることが同市が保管している国民年金被保険者名簿により確認できることから、この日に申立人夫婦は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人若しくは申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、夫が会社を退職した後の昭和45年5月、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当初は集金人に納付し、B県に転居してからは、納付書により銀行か農協で納付したと思う。未納は無いはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③は、それぞれ3か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では未納とされているものの、昭和53年9月以降、申立人が居住していたC市の国民年金被保険者名簿では、申立期間が含まれる昭和49年度及び50年度の保険料は「完納 市外」と記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間④は、3か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 45 年 5 月ごろ、A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出され、申立人の手帳交付年月日が 47 年 11 月 7 日であることが同市が保管している国民年金被保険者名簿により確認できることから、この日に申立人夫婦は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月及び同年9月

昭和56年10月の結婚後は、任意加入期間となったが、57年10月に国民年金をやめるまで1か月5,000円ぐらいずつ納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和53年4月に国民年金に加入後、52年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付し、56年10月の婚姻後も57年10月に国民年金被保険者資格を喪失するまで引き続き国民年金に任意加入し、申立期間を除き保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する特殊台帳で確認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が主張する国民年金保険料月額、昭和57年度の保険料月額とおおむね一致している。

さらに、市町村の窓口では、資格喪失の処理をするに際し、現年度国民年金保険料に未納が有る場合には、納付勧奨をすることが通例であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、37年12月から38年3月までの期間及び38年7月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 昭和38年7月から39年3月まで

私は、国民年金制度の発足とともに加入手続を行い、国民年金保険料については、自宅で集金人にその都度すべて納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしている。保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納を行うことが可能とされていた時期である。A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されており、社会保険庁のオンライン記録により申立人は、昭和37年4月以降の保険料を納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても、この納付と併せて納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間②は4か月、申立期間③は9か月といずれも短期間であ

るとともに、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、申立期間のうち昭和63年8月から平成3年7月までについては22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から5年3月までについては22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月1日から平成5年4月21日まで
社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が当時の給与額と比較してかなり低くなっていることが判明した。給与明細書を所持しているため、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち昭和63年8月から平成3年7月までは9万8,000円、同年8月から4年9月までは11万8,000円、同年10月から5年3月までは15万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書により、申立人が申立期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付

及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和63年8月から平成3年7月までについては22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から5年3月までについては22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、同給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていないため、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和44年6月11日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月11日から同年7月1日まで

昭和44年6月11日から、A株式会社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同社C工場に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、昭和44年7月1日にA株式会社D工場において厚生年金保険の資格を取得している。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B株式会社が提出した「従業員名簿」及び「在籍期間証明書」から、申立人が昭和44年6月11日に同社C工場に入社し（昭和44年7月1日にB株式会社D工場に異動）、平成21年3月31日まで当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B株式会社の担当者は「申立人が申立期間に当社に在籍している事実は確認しており、申立人の資格取得及び喪失届の提出を誤って行なわなかったものと考えられるが、厚生年金保険料を控除していないこ

とは通常考えられない。」と供述している上、申立人と同日付けで転勤し、申立期間の厚生年金保険の加入記録も申立人と同様に空白となっている同僚が保管している申立期間に係る給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するB株式会社D工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年7月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA株式会社のC工場における厚生年金保険被保険者の資格取得届及び資格喪失届の届出をしていなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日は、昭和45年2月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月21日から45年2月2日まで
昭和45年2月2日にA株式会社C工場から同社D工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人がB株式会社に継続して勤務し（昭和45年2月2日にB株式会社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は、昭和45年12月21日と記載されているが、社会保険庁のオンライン記録では44年12月21日となっており、この相違について社会保険事務所に照会したところ、同被保険者名簿の備考欄には45年2月に健康保険証が返納された旨が記載され、同月以降、標準報酬月額の改定記録も無い上、申立人の同社D工場における資格取得日が同年2月2日であることから、社会保険事務所において、同被保険者名簿の資格喪失日を誤って記載し、オンライン

記録においても処理誤りがあり、申立人の資格喪失日は45年2月2日と考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和44年12月21日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、45年2月2日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年11月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から36年6月6日まで

夫の仕事の都合でA株式会社B研究所を退職したが、薬剤師として再就職するつもりであったので脱退手当金を請求しなかった。国民年金にもすぐには加入しなかったが、その後出産や育児等により再就職ができなくなったので、国民年金に加入して未納期間の保険料を特例納付することにした。その際に社会保険事務所で厚生年金保険被保険者期間の調査をしてもらい、申立期間は被保険者期間であるという証明書をもっているため、脱退手当金を受給済みとの回答には納得していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の頁及び前後の15頁に記載されている者のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人を含め19人みられるが、そのうち11人については被保険者資格喪失後1年以上経過してから支給決定されていること及び当時事業所において労務担当をしていた同僚も「事業所は代理請求をしておらず、相談があった場合には直接社会保険事務所に請求するよう指導していた。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、第3回目の特例納付期間中の昭和54年6月6日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、国民年金保険料を特例納付

するに当たって、厚生年金保険被保険者期間が有ることを社会保険事務所に相談したところ、職員に「厚生年金保険被保険者期間が有るならば、通算年金受給資格要件を満たす月数だけ特例納付したらどうか。」と教示され、被保険者期間の確認をしたと主張しており、申立人は、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号を確認するため、同年7月19日にC社会保険事務所において年金手帳の再交付を受けているなど、申立人が当時申立期間を被保険者期間であると認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金の請求をしたとは考え難い。

さらに、申立人はD社会保険事務所が昭和55年2月6日付けで回答した厚生年金保険被保険者期間調書を所持しており、同調書には、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であるとされている。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」表示が有る者は申立人を含め21人みられるが、社会保険庁のオンライン記録では脱退手当金が支給されていない者が2人含まれているほか、脱退手当金受給資格を有しない男性で、脱退手当金の支給記録が有る者が1人含まれており、脱退手当金の支給に関する記録の管理が適正に行われていない可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの期間、平成9年4月から10年10月までの期間及び12年4月から13年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から60年3月まで
② 平成9年4月から10年10月まで
③ 平成12年4月から13年8月まで

私の国民年金は、父親が加入手続きを行い、申立期間①については、父親が自身の国民年金保険料と一緒に納付し、申立期間②及び③については、父親が毎月社会保険事務所で納付してくれていた。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金の加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料納付状況等が不明である上、ほかに申立人の父親若しくは申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年1月に払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の保険料を納付するには現年度納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無

い上、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、58年5月から59年3月までは「登載なし」、同年4月から60年3月までは「未納」とされ、さらに、申立期間②及び③についても、同市の収滞納リストにおいて、「未納」とされており、これらは社会保険庁のオンライン記録とも一致する。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から51年4月まで
会社設立により、厚生年金保険に加入する際、税理士から、20歳までさかのぼって国民年金保険料が納付できると聞き、父親が昭和51年1月ごろ国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと聞いている。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和51年1月ごろ国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立内容とは符合しない。

また、申立人の父親若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年1月までの期間、46年5月から51年3月までの期間及び54年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から46年1月まで
② 昭和46年5月から51年3月まで
③ 昭和54年1月から61年3月まで

昭和43年5月に婚姻してからも国民年金保険料は3か月ごとに集金人に納付しており、A区からB区へ転居してからも同様に納付していた。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付していたと主張している。しかしながら、申立人は、昭和41年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失して以降、61年4月1日まで国民年金の再加入手続を行った形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立期間③については、C市が昭和51年4月以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立人は登載されておらず、同市においては、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 9 月まで
集金人に第 3 号被保険者になると、今後、国民年金保険料は払っても払わなくてもいいと言われたが、老後が少しでも豊かにと思い保険料を口座振替で払い続けてきた。保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入資格が任意から第 3 号被保険者になった昭和 61 年 4 月以降も国民年金保険料を口座振替で納付していたと主張している。しかしながら、第 3 号被保険者は、制度上、被保険者自身が保険料を納付することを要しない上、申立人は、A 市が保管している国民年金収滞納リストにおいて、第 3 号被保険者として記載されており、保険料が口座振替されていた形跡もうかがえず、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から54年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から54年1月まで

私は、昭和43年4月ごろに区役所で国民健康保険の手続を行った際に、国民年金について聞かれ、払っていないと言ったところ、免除の手続をしておいてあげると言われ、手続を行った。免除の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請手続を行ったはずであると主張している。しかしながら、申立人が保険料の免除申請手続を行うには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、社会保険庁のオンライン記録においても、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は、申立期間について免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年2月まで

私は、母親から国民年金に加入していると聞いており、母親の家計簿の昭和46年6月の欄に「国民年金4.5.6 1350」及び10月の欄に「国民年金7.8.9 1350」の記載が有ることから、母親が私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人の基礎年金番号は、昭和48年3月19日に厚生年金保険被保険者となったことにより付番されたものであり、申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号の登録は見当たらない上、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人が、申立期間当時居住していたA市B区C（現在は、D区）及びE県F市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は存しない。

また、申立人が提出した昭和46年家計簿に記載されている「国民年金4.5.6 1350」、「国民年金7.8.9 1350」は、一人分の国民年金保険料額であり、当時、申立人の母親は国民年金の被保険者であったことから、申立

人の母親が自身の保険料を納付した記載と考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年6月まで

私は、成人式に参加した際、国民年金に加入するよう勧められたため、昭和43年1月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。国民年金保険料を納付した方法や保険料額など具体的には覚えていないが、申立期間の保険料納付について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に、C県D市で払い出されていることが、同市が保管している「国民年金記号番号払出簿」で確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳では、国民年金の新規資格取得日は、50年4月1日と記載されていることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするA市B区で、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

私の国民年金については、昭和37年5月ごろに夫が加入手続を行い、国民年金保険料については、夫が集金人に納付していたはずであり、申立期間が未納となっているのは、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月ごろに、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、集金人に納付したはずであると主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年10月に払い出されていることが社会保険事務所に保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の夫は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持している昭和40年10月11日発行の国民年金手帳により、申立期間のうちの、昭和40年度の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することが可能であるが、同手帳には、45年度の国民年金印紙検認記録欄を、いったん40年度分の同記録欄に修正後、再度、45年度分に修正し、同年度に係る検認印が押されていることが確認できることから、40年度の保険料は納付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施

されていた時期では無く、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和37年5月当時に、A市B区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年6月までの期間及び52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から51年6月まで
② 昭和52年4月から同年12月まで

私は、昭和53年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料を調べてもらい、その後、届いた請求書によってA社会保険事務所で20万円から30万円を納付したはずである。申立期間が未納となっているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和53年10月ごろに、国民年金の加入手続を行い、その後、届いた納付書により申立期間の国民年金保険料をA社会保険事務所で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳及び領収済通知書により、申立人は、36年4月から47年5月までの保険料(134か月分)を55年4月28日、同年5月30日及び同年6月28日に特例納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳には、特例納付をしないと国民年金の受給資格を満たし得ない世帯に資金を貸し付ける世帯更正資金貸付制度の特別貸付を利用したことを示すものと考えられる「世帯更正 134 55. 4. 1」との記載が有る上、当時実施された第3回目の特例納付は、国民年金の老齢年金の受給資格を満たし得ない被保険者を重点的に対象として実施することとされていたことから、申立人は、世帯更正資金貸付制度の特別貸付を利用し、第3回目の特例納付により老齢年

金の受給資格を満たすのに必要な昭和 36 年 4 月から申立期間①の直前までの 134 か月分の保険料を納付したものとみるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、上記のとおり、昭和 55 年 4 月 1 日時点で、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを前提として算出された受給資格に不足する月数（134 か月）について特例納付したものと考えられ、その時点で、申立人は、申立期間が未納期間であることを認識していたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

私は国民年金に昭和 61 年 3 月に任意加入し、配偶者が退職したため、翌月から強制加入となった。国民年金保険料を初めは納めていたが、途中、納められなくなり、申立期間については再び納め始めたが、保険料の値上がりが 300 円から 600 円になり、納めることが難しくなった。

ただ、平成 5 年以降に A 市役所に 2 回ほど納付記録を確認に行った際は、申立期間の納付記録が確認できたので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、A 市が保管する国民年金保険料納付記録台帳では、申立期間は未納とされており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致するほか、申立人の妻についても、平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの厚生年金保険被保険者期間を除き、申立期間は未納であるなど、申立内容は不自然である。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から平成 3 年 6 月 1 日まで

A株式会社にて昭和 59 年 3 月から勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

同社又はB株式会社にて継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主及び元同僚の供述並びに申立人が所持する退職願から、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、法人登記簿によると、当該事業所は、平成 4 年 11 月 30 日に破産宣告、9 年 7 月 8 日に費用不足による破産廃止決定確定しているほか、上記事業主は、当時の一切の資料は保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同月中に健康保険証が返納された旨が記載されているほか、申立期間に申立人の標準報酬月額が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、自動車事故に遭った昭和 59 年 8 月ごろから約 6 か月間は入院しており、その後職場に復帰したと述べているが、上記の事業主は、このような大きな自動車事故に従業員が遭ったのであれば記憶に

残るはずであるが、この事故については憶えていないと供述していることから、申立人の主張をそのまま肯定することはできない上、申立期間当時、経理を担当していた元同僚は、A株式会社において、厚生年金保険の加入手続を必ずしも全員について行っていなかった旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認ができない。

加えて、申立人は、A株式会社の会長はB株式会社も経営しており、両事業所を業務内容等によって使い分けていたと述べているが、B株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社役員に申立てに係る事実について照会したものの、回答は無く、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載も無く、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録において、申立人がA株式会社及びB株式会社において雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 25 日から同年 12 月 5 日まで

私は、昭和 32 年 4 月に A 工場（昭和 50 年 10 月 1 日に B 商店に名称変更）に入社し勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が同年 12 月 5 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において A 工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 32 年 12 月 5 日であり、それ以前の申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A 工場の当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人が勤務していたことは憶えているが、当時のことを知る従業員も既に退職し、勤務期間等については不明である旨回答しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、当時の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 36 年 11 月 1 日まで

中学校を卒業した昭和 33 年 3 月に、A 工業所(現在は、改組して B 株式会社)で、水道技術の資格取得のため、水道訓練所に週 1 回通いながら水道配管工の正社員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において A 工業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所に照会しても、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立期間に係る正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が中学校を卒業して一緒に水道訓練所に通いながら勤務していたと氏名を挙げている元同僚の二人について、社会保険事務所が保管する A 工業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、一人の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じく昭和 36 年 11 月 1 日となっているほか、別の一人は、本人が記憶する入社日と資格取得日が一致しない上、当該元同僚は、見習いの水道配管工として入社した旨回答している。

さらに、元同僚は、「私の親戚の子は、中学校を卒業してすぐ A 工業所に入社し、水道訓練所に通いながら勤務していた。」と供述しており、この親戚の子について上記の被保険者名簿を調査すると、中学校の卒業時期と厚生年

金保険の加入時期が3年以上相違していることが確認できる。

加えて、別の元同僚は、昭和39年4月ごろに入社したと回答しているが、厚生年金保険の資格取得日は、40年2月1日となっていることから、これらを総合的に判断すると、当時、A工業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 8 日から 47 年 1 月 1 日まで
脱退手当金を受給した記憶はなく、支給決定日とされている昭和 47 年*月*日は結婚式の翌日であり、受け取れるはずがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 47 年*月*日に支給決定されており、申立期間に係る事業所を管轄する A 社会保険事務所で裁定され、同日に、申立人が 1 年以内に管轄外の金融機関で脱退手当金を受給することができるよう国庫金送金通知書及び隔地用支払通知書を発送するなどの事務処理が行われ、当時の申立人の住所地の近くの金融機関で脱退手当金が受給されたと推認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 21 日から 41 年 9 月 21 日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答をもらったが、私は受領した覚えがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1062 (事案 197 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 39 年 12 月 31 日まで

脱退手当金を昭和 40 年 1 月 27 日に受給したことになるが、39 年 12 月に会社を退職後、A 県から実家の B 県に転居しており、その間に脱退手当金を請求した記憶やお金を受け取った記憶はないので、厚生年金保険の加入期間として復活してほしい。

なお、年金記録確認第三者委員会の通知文では厚生年金保険の被保険者期間は昭和 33 年 8 月 5 日からとなっているが、私が事業所に入社したのは同年 3 月 20 日である。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 12 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 15 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名について 1 か月から 4 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 1 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 25 日付けで年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てを受けて、脱退手当金の支給記録があった4人のうち、住所が確認できた元同僚から脱退手当金の受給の有無について再調査したところ、元同僚は「請求手続についての記憶は無いが、脱退手当金は受給したように思う。」と供述していることを踏まえると、申立人について、脱退手当金の支給を疑わせる事情とは言えず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、社会保険事務所の記録では、C株式会社における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和33年8月5日となっているが、申立人は、同年3月20日に入社したと主張している。

また、申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚の供述から、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和33年8月5日より以前から勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、申立期間当時のことについて詳細が分かる者はおらず、資料も保管されていないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和33年8月5日と記載されており、厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人の資格取得日は同日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和33年3月20日から同年8月4日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間のうち昭和33年3月20日から同年8月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月21日から56年3月1日まで

私は昭和47年4月24日から58年2月21日まで有限会社A及び有限会社Bで引き続き働いたが、申立期間が厚生年金保険未加入となっている。私は退職した覚えがなく引き続きずっと働いていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、有限会社A若しくは有限会社Bのいずれかに継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録によると、申立人の有限会社Aにおける離職日は、昭和55年10月20日であることが確認できる。

また、有限会社Bにおける雇用保険の加入記録によると、資格取得日が昭和55年12月4日となっていることから、申立人は申立期間のうち少なくとも一部期間において有限会社Bに勤務していたことは推認できる。しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、有限会社Bが厚生年金保険新規適用事業所となったのは56年3月1日であることが確認できる。

さらに、有限会社Bに照会したところ、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、関連資料も現存していないと回答しているため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立人と同様に有限会社Aにおいて、昭和55年9月30日又は申立人と同じ同年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、有限会社Bに

において、56年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その間、厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を除き7人みられるが、生存が確認できた3人のうち2人は当該期間に厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。